

ポイントランキングの基準（R7 県総体終了後～）

宮城県高体連テニス専門部強化委員会

1. 高体連ポイントランキングについて

- (1) 選手のモチベーションアップを図るとともに、組合せ作成時におけるシード選手および学校の決定を速やかに行うことを目的とする。
- (2) 宮城県高体連テニス専門部主催の2つの大会（県総体と県新人大会）および宮城県テニス協会主催の大会のうち5つの大会（春季ジュニア、国体予選、県民体育大会、夏季ジュニア、冬季ジュニアの合計7大会をランキング対象大会とする。
- (3) **ポイントランキングは、(2)の大会における獲得ポイント数の大きいものから3つまでを合計し、決定する。**
- (4) 高体連主催大会のシード選手および学校選考の参考資料とする。シード作成にあたりこのランキング表を用いる大会は、県総体個人の部、同団体の部、新人大会個人の部、同団体の部である。

2. 各大会のグレードとポイントについて

- (1) 高体連の大会および全国大会までつながるジュニア大会はグレード3、東北大会および県大会までのジュニア大会はグレード2、春季ジュニアU-16、冬季ジュニアU-16はグレード1とする。ポイントは、シングルス32以上、ダブルス16以上の者に与える。ただし、県の代表として他の行事に参加し出場できない場合、天候その他の事由により、整合性を保つことができないと判断される場合は、強化委員長がベスト何以上の者にポイントを与えるかを決定する。

補：冬季ジュニアU-16が降雪のため延期され、参加辞退者が続出、試合をせずにポイントを取得するという問題が生じたことがある。また、新人大会と東北総体（ミニ国体）の日程が重なり、新人大会個人戦に参加できなかった選手にシングルスポイントを与えたこともある。

- (2) 獲得したポイントは、次年度のその大会まで有効とする。
- (3) 各大会のグレードは次の通りとする。グレードとポイントの対応表は3.を参照のこと。

- ① 春季ジュニア グレード3 ※ U-16はグレード1
(ただし、東北ジュニアテニス選手権大会(単複)ストレートインの選手には、U-18、U-16ともに優勝ポイントを与える)
- ② 県総体 グレード3
- ③ 国スポ予選 グレード3
- ④ 県民体育大会 グレード2
- ⑤ 夏季ジュニア グレード2
- ⑥ 県新人大会 グレード3
- ⑦ 冬季ジュニア グレード2
※ U-16はグレード1

- (4) ポイントは個人に与えられる。ダブルスについては、両選手それぞれにポイントが与えられる。
- (5) **各大会において、シングルスは32位以上、ダブルスは16位以上の選手にポイントが与えられる。本戦（シングルス32位以上、ダブルス16位以上）にストレートインした選手は、本戦1回戦を棄権した場合を除き、ポイントの対象となる。ただし、ラッキールーザーとして本戦に出場した選手は、本戦で勝った場合のみポイントの対象となる。**
- (6) ポイントランキング表は、更新され次第、宮城県高等学校体育連盟テニス専門部ホームページにて公開する。

3. グレードとポイントの対応表

グレード	3 春季ジュニア 県総体 国スポ予選 県新人大会	2 県民体育大会 夏季ジュニア 冬季ジュニア	1 ジュニア大会の U16の部
優勝	100	75	42
2位	70	53	29
ベスト4	45	34	19
3位	48	37	22
4位	42	31	16
ベスト8	25	19	11
5位	28	22	13
6位	26	20	12
7位	24	18	11
8位	22	16	10
ベスト16	15	11	6
ベスト32	8	5	3

4. 県総体個人戦のシード基準

- (1) シードは前年度県総体～今年度春季ジュニアまでのポイントランキングを用いて決定する。
- (2) シードの数は、シングルス上位32名、ダブルス上位16組とする。
- (3) シングルのシードは、1～4はポイント順に確定。ルールブックに準じて、5～8、9～12、13～16、17～24、25～32は抽選によって決定する。
- (4) ダブルスのシードは、1・2はポイント順に確定。ルールブックに準じて、3～4、5～8、9～12、13～16は抽選によって決定する。

※ただし、県総体個人のシードについては、高校2・3年生が対抗できない、あるいは対等レベルの選手が入学した場合、シードを考慮し、顧問会議で決定する。その順位が確定した場合、団体のシード基準にも適用する。

※県外から入学した選手について

- ① 東北春季ジュニアのシングルスU-16に出場していた選手はグレード1のベスト4と同等の評価とし、冬季ジュニア時のシングルスポイントランキングに19点を加算する。
- ② 東北ジュニアのシングルスU-16に参加した選手はグレード1のベスト4と同等の評価とし、開催時期が近い県民大会時のシングルスポイントランキングに19点を加算する。
- ③ ①または②ではないが、今年度の春季ジュニアのシングルの結果にて高校2・3年生が対抗できない、あるいは同等選手と判断できる選手は、上記の①、②のポイントを加算する。
- ④ 東北ジュニアのダブルスU-16に出場していた選手はグレード1の2位と同等の評価とし、開催時期が近い県民大会時のシングルスポイントランキングに29点を加算する。
- ⑤ 東北インドアのダブルスに出場していた選手はグレード2の3位と同等の評価とし、冬季ジュニアダブルスポイントランキングに37点を加算する。

5. 県総体団体戦のシード基準

- (1) シードは前年度県総体～今年度春季ジュニアまでのポイントランキングを用いて決定する。
- (2) シングルスポイントランキングの1位に10点、2位に8点、3・4位に6点、5～8位に5点、9～16位に4点、17位～32位に3点を与える。
- (3) 団体のシードは団体登録選手のポイントの多い順に候補を8チーム決定する。
※1～4シードについては、複数選手のポイント順に候補を挙げる。
したがって、1人のみのポイントの場合、1～4シードから外れる。
※5～8シードについては、複数選手のポイント順を優先し、8位まで満たされない場合は、1人のポイントでも、シードの候補に挙げる。
補：ポイント数が同点の場合は最高順位の選手のランキングの高い方を候補とする。
- (4) 1～8シード候補チームが、基準では不都合があると常任委員が判断した場合、層の厚さとダブルスのランキングも参考とし、常任委員会がシード案を提示し、顧問会議で決定する。

6. 新人大会ボーナス枠の基準（シングルス16程度・ダブルス8程度）

- (1) 県総体シングルスベスト16以上の者
- (2) 県総体ダブルスベスト8以上のペア
- (3) 前年度夏季ジュニア～今年度県民大会までのシングルスポイントランキングにより選出された者
(16-(1)の人数を選出)
- (4) 前年度夏季ジュニア～今年度県民大会までのダブルスポイントランキングにより選出された者
(8-(2)のペア数を選出)

7. 新人大会個人の部のシード基準

- (1) シードは前年度夏季ジュニア～今年度県民大会までのポイントランキングを用いて決定する。
- (2) シードの数は、シングルス上位32名、ダブルス上位16組とする。
- (3) シングルのシードは、1～4はポイント順に確定。ルールブックに準じて、5～8、9～12、13～16、17～24、25～32は抽選によって決定する。
- (4) ダブルスのシードは、1・2はポイント順に確定。ルールブックに準じて、3～4、5～8、9～12、13～16は抽選によって決定する。
- (5) ポイントだけでは確定できないシード対象選手がいる場合は、常任委員会で考慮しシードを決定する。

8. 新人大会団体の部のシード基準

- (1) シードは前年度冬季ジュニア～今年度新人大会までのポイントランキングにより決定する。
- (2) シングルスポイントランキングの1位に10点、2位に8点、3・4位に6点、5～8位に5点、9～16位に4点、17位～32位に3点、33位～に2点を与える。
- (3) 団体のシードは団体登録選手のポイントの多い順に候補を8チーム決定する。
※1～4シードについては、複数選手のポイント順に候補を挙げる。
したがって、1人のみのポイントの場合、1～4シードから外れる。
※5～8シードについては、複数選手のポイント順を優先し、8位まで満たされない場合は、1人のポイントでも、シードの候補に挙げる。
補：ポイント数が同点の場合は最高順位の選手のランキングの高い方を候補とする。
- (4) 1～8シード候補チームが、基準では不都合があると常任委員が判断した場合、層の厚さとダブルスのランキングも参考とし、常任委員会がシード案を提示し、顧問会議で決定する。

9. 強化練習会について

- (1) 普及および技術・競技力向上のため、年3回強化事業を実施する。
 - ① 春季強化大会：新2年生のダブルスの強化、意識の高揚を図る。
 - ② 夏季(秋季)強化練習会：各校の中心を担う選手の強化を図る。
 - ③ 冬季強化大会：トップクラスの選手の強化を図る。
- (2) 強化練習会の強化指定選手の基準
 - ① 冬季強化練習会：シングルスポイントランキング上位男女各12名程度とする。
- (3) 使用コートの場合・面数・日程により指定選手の数を常任委員会で検討し、変更することがある。
- (4) 強化練習会の詳細については要項を確認すること。

10. ポイントランキング基準の変更について

- (1) ポイント基準を変更する際は、顧問会議における協議を経たうえで決定する。